



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

京都市長

門川大作 様

2016年4月25日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

京都市が WHO タバコ規制枠組み条約 (FCTC) を誠実に履行され、日本たばこ産業株式会社との関係を解消されることを強く要望します

記

2016年2月15日、京都市健康福祉局が日本たばこ産業株式会社 (JT) の職員によって、市内全飲食店を対象とした「店頭表示ステッカー」表示の普及の取組を開始すると発表しました 1)。これは行政と一企業である JT との癒着の疑いがあるだけでなく、国際条約である WHO タバコ規制枠組み条約 (FCTC) に違反しています。京都市は FCTC を誠実に履行し、可及的速やかに JT との関係を解消すべきです。

以下にその理由について述べます。

1. 喫煙による健康被害の圧倒的な科学的根拠

タバコがタバコの使用者のみならず周囲の人々に対しても癌、循環器疾患、呼吸器疾患などの様々な疾患を惹き起こすことは数多くの科学研究によって明白に証明されています。またニコチンが麻薬と同様の依存性薬物であり、タバコの使用を容易に中止し難いことも周知の事実です。タバコは通常の使用法で、使用者の健康寿命を縮め、半数に死をもたらす特殊な商品です。

2. おびただしいタバコの犠牲者

能動喫煙および受動喫煙の危害によって、わが国で年間約 13 万人 2)-4)、世界では 600 万人が死亡しており 5)、そのうち 60 万人が受動喫煙によるものです 6)。そしてこのまま対策を講じなければ 21 世紀中には 10 億人がタバコによって殺されると警告されています 7)。

3. タバコ規制枠組み条約

タバコによる「健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響」から人々を保護するために、世界保健機関 (WHO) の国際条約であるタバコ規制枠組み条約 (FCTC) が締結され、2005 年 2 月に発効しました 8)。2016 年 3 月現在 180 の国と組織が加盟しており、それぞれの国でタバコの消費を減らし、受動喫煙を防止するタバコ規制対策が着々と実行され、世界中の人々がタバコによる危害から保護されるようになってきました。しかし依然として、とりわけ発展途上国においてタバコによる甚大な危害は続いており、タバコの需要と

供給を抜本的に抑制することが要請されています。

4. 喫煙の健康被害を否定し、タバコ規制に反対し続ける JT

しかるに、JTは依然として喫煙による健康被害とニコチンの依存性を否定・矮小化しており、最近でも一貫してタバコ規制に反対する行動を取り続けています。JTはホームページで受動喫煙による健康被害を認めていないと公言しており、M&A戦略によりロシア、ヨーロッパ、アフリカ、アジアなどに販路を拡大し、世界 No. 1 タバコメーカーを目指すと述べています9)。

5. FCTC 第5条3項10)

「長年にわたりタバコ産業は、タバコの害と闘うための公衆衛生政策を実施する政府とWHOの役割を阻害するという明らかな意図をもって行動してきた」という認識に基づき、FCTC第5条3項には、「締約国は、タバコ産業の商業上および他の既存の利益から、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を擁護するために行動する」と記載されています。そして、ガイドラインの指針となる原則には「タバコ産業と公衆衛生政策の間には、根本的かつ相容れない利害の対立が存在する。」と明記されています。

6. JT職員を使うことの意味

このような前提に立てば、京都市がJTの職員を使って飲食店の喫煙状況を調査し、店頭表示ステッカー表示の協力を依頼し、JTに店を回らせるのは、店側に圧力となり、禁煙店を分煙店へ替え、あるいは喫煙可能店や分煙店が禁煙店に踏み切らないよう、(言外での)勧誘や圧力となる可能性がないとは言えません。行政の健康部局がこのような施策に荷担することは許されないことです。このような行為は、FCTC第5条3項ガイドラインおよび第13条ガイドラインに明らかに反しており、結果的にタバコ産業に社会的信用と存在意義を与えることとなります。

7. 健康長寿のまち・京都との矛盾

もし京都市が、健康長寿のまち・京都をめざし、喫煙が健康寿命を縮める最大の原因であることを認識しているのなら、喫煙、受動喫煙の危害を否定・矮小化し、タバコ消費をさらに拡大しようとしているJTと共同で施策を行うことの愚は言をまちません。

8. 表示ステッカーの問題

今回の表示ステッカーは、禁煙、分煙、喫煙可能などの表示とマークのみで、受動喫煙及び喫煙の健康リスク表示が無いので、健康部局が所管することからすれば、間違っています。受動喫煙の健康リスクの以下のような明示とのセットが必要で、かつ有効です。

分煙・喫煙可の場合は以下の表示が必要です。

(1)「受動喫煙によるタバコ煙は、非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」

(2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」

(3) 出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」

禁煙の場合には、このような表示は必要ありません。

9. 世界遺産都市京都として

毎年 5000 万人の旅行者が訪れる世界遺産都市京都は世界中から注視されています。世界のタバコ規制に逆行するこのような京都市のおこないを改めなければ、京都市の行為は人類のタバコ規制の歴史に汚点として永久に記録されることになるでしょう。

京都市が FCTC の理念を理解し、FCTC およびそのガイドラインを誠実に履行して JT との関係を解消されることを衷心より希望するものであります。

以上

注釈

1) 京都市ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000193882.html>

2) Katanoda K, Marugame T, Saika K, Satoh H, Sobue T. Population attributable fraction of mortality associated with tobacco smoking in Japan: apooled analysis of three large-scale cohort studies. *L Epidemiol.* 2008; 18(6):251-64.

3) Murakami Y, Miura K, Okamura T, Ueshima H, EPOCH-JAPAN Research Group. Population attributable numbers and fractions of deaths due to smoking: a pooled analysis of 180,000 Japanese. *Prev Med.* 2011; 52(1):60-65.

4) Ikeda N, Inoue M, Iso H, Ikeda S, Satoh T, Noda M, Mizoue T, Imano H, Saito E, Katanoda K, Sobue T, Tsugane S, Naghavi M, Ezzati M, Shibuya K. Adult mortality attributable to preventable risk factors for non-communicable diseases and injuries in Japan: a comparative risk assessment. *PLoS Med.* 2012;9(1):e1001160

5) WHO. WHO Global report: Mortality attributable to tobacco. 2011.

6) Öberg M, Jaakkola M S, Woodward A, Peruga A, Prüss-Ustün A. Worldwide burden of disease from exposure to second-hand smoke: a retrospective analysis of data from 192 countries. *The Lancet.* 2011; 377:139-146.

7) Peto R, Lopez AD. Future worldwide health effects of current smoking patterns. In: Koop CE, Pearson CE, Schwarz MR, eds. *Critical issues in global health.* San Francisco, Wiley (Jossey-Bass), 2001:154-161.

8) WHO. WHO Framework Convention on Tobacco Control. <http://www.who.int/fctc/en/>

9) 日本たばこ産業株式会社公式ウェブサイト <https://www.jti.co.jp/>

<https://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/responsibility/smoke/index.html>

<https://www.jti.co.jp/recruit/fresh/rd/tobacco/outline/cont06/index.html>

10) 厚生労働省・独立行政法人国立がん研究センター/「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター仮訳. WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」

http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf